

令和7年度秋田県登録販売者試験 受験案内

1 試験の日時・場所及び試験項目等

(1) 日時

令和7年8月27日（水）午前10時30分から午後3時55分まで

(2) 場所

秋田市中通二丁目6番1号 ANAクラウンプラザホテル秋田

ただし、会場の収容人数の都合により、受験者多数の場合には、他の会場での受験とする場合があります。必ず受験票（はがき）にて受験会場を確認してください。

(3) 試験項目及び試験時間

	試験項目	出題数	時間
(午前の部) 10:30～12:30	医薬品に共通する特性と基本的な知識	20問	120分
	主な医薬品とその作用	40問	
12:30～13:40 休憩時間			
(午後の部) 13:55～15:55	人体の働きと医薬品	20問	120分
	薬事に関する法規と制度	20問	
	医薬品の適正使用と安全対策	20問	

2 受験申込みに必要な書類等

(1) 登録販売者試験受験申請書・・・正2部

※ 例年、誤って1部しか持参しない方がいます。必ず2部持参してください。なお、以下(2)～(4)の書類等は1部のみで差支えありません。

(2) 戸籍抄本又は住民票の写し・・・1部

※1 本籍地の記載があり、マイナンバーの記載のないもの

※2 申請時点での現状を反映し、かつ発行後6か月以内のもの

(3) 写真（出願前6か月以内に撮影した縦4.5cm、横3.5cm、上半身・無帽のもので、裏面に氏名及び生年月日を記載したもの）・・・1枚

(4) 受験申請手数料

17,600円(受験申請書提出の際、秋田県証紙により納付すること。)

※1 現金書留は認めません。

※2 秋田県証紙は県内各申請受付場所と同一施設内等において購入できます。

(5) 添付書類の省略について

令和6年度秋田県登録販売者試験の受験者は、本籍及び氏名に変更がない場合に限り、令和6年度秋田県登録販売者試験受験票を提出することにより、戸籍抄本又は住民票を省略することができます。

※ 受験票を紛失した場合の再発行は行いません。

(6) その他の注意事項

試験当日に車椅子を使用するなど、受験に際し配慮を必要とする方は申請書の余白にその旨を記載してください。なお、医師の診断書や身体障害者手帳の写し等の提出を求めることがあります。

3 受験申請書の受付期間及び場所等

(1) 受付期間

令和7年6月3日(火)から同月24日(火)までの午前8時30分から午後5時15分まで(土曜日及び日曜日を除く。)

郵送による場合は、6月24日(火)までの消印があるものに限り受け付けます。

(2) 受付場所

住所地を所管する地域振興局福祉環境部(県保健所)とします。ただし、秋田市の居住者は秋田市保健所とします。

郵送による場合は、秋田県健康福祉部医務薬事課あて書留郵便で送付してください。

医務薬事課	〒010-8570 秋田市山王四丁目1番1号	018-860-1407
大館保健所	〒018-5601 大館市十二所字平内新田237-1	0186-52-3952
北秋田保健所	〒018-3393 北秋田市鷹巣字東中岱76-1	0186-62-1166
能代保健所	〒016-0815 能代市御指南町1-10	0185-52-4333
秋田中央保健所	〒018-1402 潟上市昭和乱橋字古開172-1	018-855-5170
秋田市保健所	〒010-0976 秋田市八橋南1-8-3	018-883-1170
由利本荘保健所	〒015-0885 由利本荘市水林408	0184-22-4122
大仙保健所	〒014-0062 大仙市大曲上栄町13-62	0187-63-3404
横手保健所	〒013-8503 横手市旭川1-3-46	0182-32-4006
湯沢保健所	〒012-0857 湯沢市千石町2-1-10	0183-73-6155

(3) 受付後の申請書記載内容等の変更手続き

受験申込み後に住所や氏名等の記入事項に変更があった場合は、その旨を受験申請書提出窓口へ申し出てください。

なお、申し出の時期により訂正が間に合わない場合があるため、住所の変更があった場合には、受験者本人が郵便局に転居届を提出し、郵便物が新居に転送されるよう手続きをしてください。

(4) 受験票の送付

申請者に対しては、受験番号及び受験心得等を記載した受験票(はがき)を送付します。

なお、令和7年8月6日(水)までに受験票が到着しない場合は、秋田県健康福祉部医務薬事課にお問い合わせください。

(5) 受験に際しての注意

① 基本的な感染対策に御協力をお願いします。

② 携行品については次のとおりです。

- ・ 受験票、筆記用具(B又はHBの黒鉛筆又はシャープペンシル、プラスチック消しゴム)、腕時計等の小型の時計(携帯電話、スマートフォン及びウェアラブル端末等は不可。以下同じ。なお、時計のアラーム機能は解除しておくこと。)
- ・ 必要に応じて、めがね(ウェアラブル端末等は不可。以下同じ。)、かばん(試験時間中に不要な物を収納し、床に置くため。)、鉛筆削り、マスク、ティッシュペーパー、拡大鏡
- ・ 試験会場には、キャリーバッグ等の大きな荷物を持ち込まないようにしてください。

③ 試験に関する注意事項を説明するため、試験開始15分前までに所定の場所に着席してください。

遅刻については、原則、試験開始後30分までは認めますが、遅刻者に対して試験終了時刻の延長は行いません。試験当日、悪天候等の為、公共交通機関に乱れが生じることがあるので、時間に余裕をもって試験会場に会場に到着してください。

④ 試験開始15分前までに、携帯電話、スマートフォン及びウェアラブル端末等の電源を落としてください。いわゆる「機内モード」等の電波を発しない状態であっても、これを認めません。試験中に、受験者がこれらに触れた場合、又は端末が鳴動する等の挙動を示した場合、不正とみなすことがあります。

また、同時刻までに、受験票、筆記用具(B又はHBの黒鉛筆又はシャープペンシル、プラスチック消しゴム)、腕時計等の小型の時計、必要に応じて、めがね、鉛筆削り、マスク、ティッシュペーパー(包装から出した状態に限る。)、拡大鏡を机の上

に用意し、これら以外の物（筆箱、参考書、携帯電話等）については、かばんの中に収納してください。

- ⑤ 災害発生等の影響により試験を延期又は中止する可能性があります。その場合、秋田県庁ホームページ「美の国あきたネット」(<https://www.pref.akita.lg.jp/>) の登録販売者試験に関するページに掲載するため、随時確認してください。なお、申請者個別に連絡は行いません。

4 合格基準

原則として、総得点の7割以上、かつ、各科目の得点が4割以上

5 合格発表

令和7年9月30日（火）午前9時に秋田県庁及び各保健所の掲示板に、合格者の受験番号を掲示します。また、併せて秋田県庁ホームページ「美の国あきたネット」(<https://www.pref.akita.lg.jp/>) の登録販売者試験に関するページにも掲載します。なお、電話、メール等による可否の問合せは受け付けません。

6 合格証の交付

合格者には合格証を交付します。なお、合格証は合格発表の日以降に郵送します。

7 試験結果の提供

試験結果の提供を希望する場合は、受験者本人が、本人であることを証明する書類（受験票、運転免許証、健康保険の被保険者証、個人番号カード又は旅券等）を持参し、日曜日、土曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時までの間に下表の受付場所に直接申し出てください。

届出者	提供内容	受付期間	受付場所
受験者	各試験項目の得点 及び総合得点	合格発表の日から 1か月間	秋田県庁2階 医務薬事課内

なお、この試験結果については、上記期間経過後も、個人情報の保護に関する法律第76条第1項の規定により、文書による開示請求をすることができます。